

昨年の9月に開催された認定成年後見人養成研修入門編受講修了者からの報告をご紹介します。また、今号より、各地域での登録者とのつながりや地域活動等の取り組みを連載でご紹介していきます。第1回目は神奈川県の実例です。ミニ・コラムでは「代理権付与の申立」について解説いたします。

認定成年後見人養成研修 入門編に参加して

原 真由美／福岡県支部

私は1995年から北九州市内の精神科診療所でソーシャルワーカーとして仕事をしてきました。また、2014年からは法人後見をおこなう北九州成年後見センターに福祉専門職として所属し、主に精神障害者の身上保護を数件担当しています。これまでの経験を通じて「精神科病院の長期入院患者等が退院するには、入院中から地域移行、その後の定着支援まで途切れなく関わることができる成年後見人の果たす役割が重要だ」と考えるようになりました。成年後見の分野で、これまでの精神保健福祉士としての実践と専門性を活かした支援を目指したいと考え、2021年9月に認定成年後見人養成研修入門編を受講しました。

オンラインでの事前視聴は、自分の都合のよい時間に小刻みに講義を受けられるため長時間拘束される負担も少なく、わかりにくい時は何回も見直すなど自分の理解力にあわせて学習をすすめることができ、大変助かりました。オンライン研修の演習では、自宅から全国の仲間の顔を見ることができ、成年後見活動を志す仲間が全国にいることに心強さを感じました。ただ、慣れないこともありスムーズな交流とまではいきませんでした。入門編の研修を終え「後見人は被後見人の意思決定を支援し、権利を擁護するという重責を担っていくのだ」と身の引き締まる思いがしています。続けて、応用・実務編を受講し、来年度にはクローバーに登録する予定です。受任後が少し不安ですが、北九州市内には受任している登録者がいますので、サポートを受けながら活動をしていきたいと考えています。また、クローバー登録者の継続研修で今度こそ全国の仲間と対面で交流し、見識を深めたいと考えています。どうぞよろしくお願いたします。

連載

クローバー登録者の横のつながり・地域活動について 第1回 神奈川県 ～クローバー登録者が県協会に働きかけて取り組む例～

クローバー運営委員／浅沼 尚子（神奈川県支部）

登録者の皆様から、「クローバーに登録したけど受任依頼が来ない」「地域でどうやって活動したら良いのか分からない」というご質問をよくいただきます。クローバーNEWSでは、各地域でどのような取り組みが行われているか、シリーズで紹介していきます。第1回目は、神奈川県の実例です。

1. 草の根的なつながりからはじめる

神奈川では、隔月で登録者の集いを開催しています。始まりは2016年、ほとんどの登録者が初対面で、一人ひとりの登録者に声をかけて集うことからスタートしました。当時は家裁からの受任依頼は少なく、また神奈川県精神保健福祉士協会との関わりも乏しいものでした。集いでは「受任は難しくても、成年後見に関する地域の相談を受けていこう」「後見活動が難しくなっても、集まることで活動の手立てを見出して次にリレーできるようになりたい」といった意見が出されました。

2. 家裁訪問と首長申立て担当者への「クローバー」の売り込み

横浜家裁へ挨拶にいくと、実績のない精神保健福祉士協会への受任依頼は望めそうになく、まず書記官に精神保健福祉士という専門職の説明から行いました。

自治体では、首長申立ての増加に対応するための体制整備が図られ、スムーズな手続が進められていました。そこで、首長申立ての担当者にクローバーの活動をアピールしました。

クローバーには様々な精神保健福祉の現場で活動する登録者がいるということは大きな強みでした。同時に精神科病院で働く精神保健福祉士にも協力してもらい、首長申立ての候補者として依頼が舞い込むようになりました。受任者が増えた登録者の集いは、後見活動で直面する疑問や不安を相談する場になっていきました。

3. 県協会に根差した活動を目指す

集いでは、県内の精神保健福祉士に成年後見制度への関心を高めてもらおうと話し合うようになりました。県協会には様々な委員会があるものの成年後見に関わる活動はなかったので、協会理事に精神保健福祉士が地域の成年後見の課題に関わる意義を伝え、協会組織に根差した活動ができるようお願いしました。その結果、2019年度に権利擁護委員会の下部組織として「クローバー神奈川ワーキンググループ」が誕生しました。現在は、定期的な研修、登録者の後見活動からみえる権利擁護の課題を協会員へ発信しています。

認定成年後見人ネットワーク クローバー

◆登録・受任相談・受任件数

(2021年12月10日現在)

都道府県	登録者数	受任相談 累計	2021年度 相談件数	相談件数の内訳			2021年度 受任件数	2021年度 受任不可・ 取下数(*)
				家裁からの 依頼	中核機関等 依頼	登録者経由 の依頼		
北海道	7	5	0	0	0	0	0	0
青森県	1	2	1	0	1	0	1	0
岩手県	2	2	1	1	0	0	1	0
宮城県	5	8	0	0	0	0	0	0
秋田県	1	2	0	0	0	0	0	0
山形県	2	7	2	2	0	0	0	2
福島県	3	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	3	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	1	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	15	23	3	2	1	0	0	3
千葉県	9	3	0	0	0	0	0	0
東京都	43	134	18	7	11	0	9	9
神奈川県	16	31	3	0	3	0	0	3
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	4	5	0	0	0	0	0	0
長野県	3	1	0	0	0	0	0	0
岐阜県	3	3	0	0	0	0	0	0
静岡県	7	10	2	1	1	0	2	0
愛知県	13	11	1	0	1	0	1	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	2	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	6	16	2	0	1	1	2	0
兵庫県	9	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	3	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	1	2	0	0	0	0	0	0
島根県	0	1	0	0	0	0	0	0
岡山県	3	0	0	0	0	0	0	0
広島県	4	4	3	3	0	0	1	2
山口県	2	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	2	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	6	3	0	0	0	0	0	0
高知県	2	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	21	64	4	4	0	0	4	0
佐賀県	1	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	4	3	2	2	0	0	2	0
熊本県	8	78	4	4	0	0	2	2
大分県	2	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	1	5	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	2	4	0	0	0	0	0	0
沖縄県	9	13	2	2	0	0	1	1
例外対応	-	2	0	0	0	0	0	0
合計	226	442	48	28	19	1	26	22

(*)2021年度受任不可・取下げ数:候補者なし、依頼先依頼先からの取下げ件数を指す。

◆活動状況

(2021年10月1日~2021年12月31日)

- 10/02 2021年度第1回東京都クローバー登録者の集い(Zoom)
- 10/30 2021年度第3回神奈川県クローバー登録者の集い(Zoom)
- 12/11 2021年度第4回神奈川県クローバー登録者の集い(Zoom)

🍀ミニ・コラム

~代理権付与の申立について~

保佐開始の場合は、保佐人には、原則、法律で定められた重要な財産上の行為についての同意権と取消権が与えられるだけなので、代理権をつけるためには裁判所の審判が必要です。そして、代理権をつける場合は、本人の自己決定を尊重する観点から、本人が申し立てるか、代理権をつけることに本人が同意することが条件です。

補助の場合、補助開始の申立と同時に、どのような行為に代理権を補助人に与えて欲しいのかを選んで申し立てることができます。補助の審判は、同意権、代理権のいずれか、もしくは両方をつけることができますが、いずれも本人が申し立てるか、本人の同意が条件です。

代理権の申立は、例えば、「本人の生活費を確保するため、本人が持っている不動産を売却するなど、不動産取引等を速やかに行う必要がある場合」「現在は病院に入院中だが、いずれ施設に入所する予定で、入所契約を代理した方がよい場合」「交通事故の損害賠償請求をしなければならず、示談交渉や訴訟行為について代理権を与えた方がよい場合」など、本人の利益を守るため、援助の必要性にあわせて代理権の範囲を特定して申立をします。重要な財産行為一般に他人の援助が必要な場合は、比較的広い範囲で代理権が認められることもあります。代理権の範囲に法律上の制限はありませんが、家庭裁判所の申立書式の中には、チェック式の一般的な代理行為一覧も用意されています。

文責：安部 裕一/クローバー運営委員

編集後記

毎回、コロナ禍におけるピックが挙げられることが続いていました。10月下旬に徐々に感染者も少なくなり、個人的にも「ようやくか」と少し安堵した記憶があります。しかし、再び、『オミクロン株』という形で、全国に蔓延・拡大傾向になってきました。幸い、先日もクローバー研修はオンラインで無事開催することができましたが、数年前では考えられない、「オンライン」研修。このままいつまで「オンライン」なのか、「オンライン」では出せない”空気感”での「集合研修」をしたいものです。(岡田 昌大)